

和歌山市ヒアリンググループシステム貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 本市に居住する聴覚障害者等にヒアリンググループシステム（以下「ヒアリンググループ」という。）を貸し出すことにより、聴覚障害者等の福祉の増進を図る。

(対象者)

第2条 市長は、次に掲げる者に対し、その者の申請により、ヒアリンググループを貸し出すものとする。

- (1) 本市に住所を有する聴覚に障害がある者
- (2) 前号に掲げる者が参加する会議等を主催する団体等
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(貸出期間)

第3条 貸出期間は、7日以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、7日を超えて貸し出すことができる。

(貸出しの申請)

第4条 貸出しを受けようとする者は、ヒアリンググループ貸出申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(貸出しの決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、磁気ループの貸出しをするかどうかを決定するものとする。

- 2 市長は、前条の申請が営利又は営業を目的とするときは、ヒアリンググループの貸出しをしないものとする。
- 3 市長は、ヒアリンググループの貸出しをする旨の決定をしたときは、ヒアリンググループ貸出決定通知書（別記様式第2号）により第1項の申請をした者に通知する。
- 4 市長は、前項の決定をする場合においては、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。
 - (1) ヒアリンググループの使用場所は、和歌山市内に限ること。
 - (2) ヒアリンググループを善良な管理者の注意をもって管理すること。
 - (3) ヒアリンググループの取扱説明書に従い、当該ヒアリンググループを使用すること。
 - (4) ヒアリンググループを申請の目的以外の目的に使用しないこと。
 - (5) ヒアリンググループを譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (6) 前各号に掲げる条件、次項の規定により付した条件その他この要綱の規定に違反したときは、直ちにヒアリンググループを市長に返還しなければならないこと。
- 5 市長は、前項各号に掲げる条件のほか、ヒアリンググループの貸出しの目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(費用の負担)

第6条 ヒアリンググループの貸出しは、無料とする。

(損害賠償)

第7条 市長は、ヒアリンググループの貸出しを受けた者が故意又は過失によりヒアリンググループを紛失し、又は著しく損傷した場合は、その損害の賠償を請求するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年３月１日から施行する。

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

ヒアリンググループ貸出申請書 年 月 日 (宛先) 和歌山市長 申請者 住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者名 電話番号 次のとおりヒアリンググループの貸出しを申請します。	
使用期間	年 月 日 時 か ら 年 月 日 時 ま で
使用場所	
使用目的	
※確認欄	

注意事項 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第 2 号（第 5 条関係）

ヒアリンググループ貸出決定通知書				
			第	号
			年	月 日
様				
和歌山市長				印
年 月 日付けで申請のあったヒアリンググループの貸出しについては、次のとおり 許可する ことに決定しましたので通知します。 許可しない				
貸出期間	年	月	日	時 から 時 まで
条件				
不許可の理由				